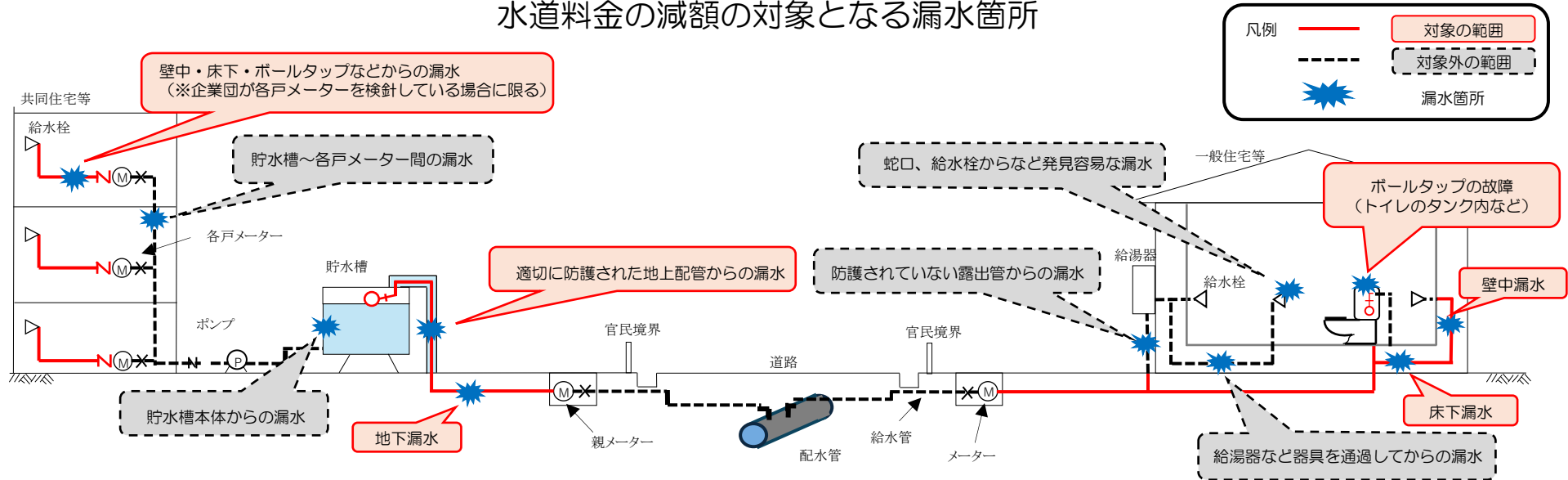


令和9年4月1日から 漏水による水道料金の減免制度が企業団統一のルールに変わります。

水道料金の減額の対象となる漏水箇所



令和9年度からの変更点は次のとおりです。

- (減額の対象範囲) ・減額対象範囲は、上記図のとおり、水道メーター以降で給湯器などの器具の入り口部までです。
- 【注意点】
- ・防護されていない露出管や蛇口等の発見容易な漏水は、対象となりません。
 - ・給湯器など器具を通過してからの漏水は、壁中・床下であっても対象となりません。
 - ・貯水槽から各戸メーターの間の漏水は、対象となりません。
- (減額の内容)
- ・減額後の料金は、計量した使用水量から漏水量の50%を減じた水量により算定します。
 - ※当該水量が認定使用水量の3倍を超える場合は、3倍の水量を上限とします。



ご不明な点は、下記までご連絡ください。

問合せ先 八尾水道センター お客様サービス課

電話 072-923-6304